

平成 29 年度第 2 回農業次世代人材投資資金（準備型）研修計画の公募について

一般社団法人岐阜県農畜産公社では、岐阜県での就農に強い意思を持つ青年に対して、農家等での研修中に農業次世代人材投資資金(準備型)を交付（年間 150 万円、最長 2 年間）する事業を実施しています。

この度、平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 30 年 3 月 31 日（土）の間に研修を始めた方を対象に、平成 29 年度第 2 回農業次世代人材投資資金（準備型）研修計画の公募を、平成 30 年 1 月 9 日（火）から 1 月 18 日（木）まで行います。研修計画の提出を希望される方は、次の点に注意して作成し、期限厳守のうえ提出してください。（詳細については、当公社のホームページに掲載している「[農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領](#)」をご覧ください。）

1. 提出方法：岐阜県農業大学校、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県就農支援センターで研修を受ける方はその機関に、先進農家又は先進農業法人で研修を受ける方は、研修地の市町村農務関係担当課に提出してください。

2. 提出書類：下記の書類の提出をお願いします。

①研修計画（別紙様式第 1 号）

【添付書類】

- ・研修実施計画（先進農家等で研修を受ける者） 別添 1
- ・誓約書 別添 2
- ・住民票（本人及び保証人）
- ・履歴書 別添 3
- ・離職票の原本 別添 4
- ・農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する者） 別添 5
- ・確約書（親元就農する者） 別添 6 - 1
- ・確約書（親族の農地が主で就農する者） 別添 6 - 2
- ・研修教育機関概要書（農業大学校等） 別添 7
- ・農林水産省のメールマガジン登録完了のお知らせの写し

②利用目的説明書（別紙様式第 2 号）

③研修状況報告書（別紙様式第 6 号）

研修開始して 6 ヶ月以上経過した者は、研修開始日から 6 ヶ月間の研修状況報告書（別紙様式第 6 号）を作成し、提出すること

3. 提出期日：平成 30 年 1 月 9 日（火）～平成 30 年 1 月 18 日（木）

「1. 提出方法」の該当機関へ平成 30 年 1 月 18 日（木）必着のこと。

4. 面接審査：平成 30 年 2 月 16 日（金）

（詳細は申請者に書簡で連絡します）

5. 研修計画の応募者要件

- (1) 就農予定年齢が45歳未満であり、農業経営者になることについて強い意欲を有していること
- (2) 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 岐阜県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する。ただし、既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合は給付対象となる
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - ・ 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)でないこと
 - ・ 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期のパート、アルバイトは除く)を結んでいないこと
- (4) 常勤の雇用契約を結んでいないこと
- (5) 生活費の確保を目的とした国の他の事業(失業手当、生活保護等)の給付を受けていないこと
- (6) 親元就農する場合は就農に当たって家族経営協定等により責任や役割を明確にすること
- (7) 親元就農する場合は研修就農後5年以内に経営継承することを確約すること
- (8) 就農にあたり親族から貸借した農地が主である場合は、就農5年以内にその農地を移転することを確約すること
- (9) 研修終了後独立・自営就農する予定の場合は、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること
- (10) 青年新規就農ネットワーク(一農ネット)に加入していること

6. 注意事項

研修計画の承認は、研修計画の内容及び申請者の面接審査の上、予算の範囲内で行いますので、研修計画の申請・受付をもって研修計画の承認・資金の交付対象とはならないこともありうることをご了承ください。

7. 問い合わせ先

ぎふアグリチャレンジ支援センター(一般社団法人岐阜県農畜産公社内)
(岐阜県青年農業者等育成センター)

(TEL) 058-215-1550

(FAX) 058-276-1268